

# ジェンダー平等 進まぬ背景

国連の女性差別撤廃委員会が日本政府に厳しい勧告を出した。最終見解で「女性差別撤廃を促進する取り組みは不十分」と指摘。差別を温存するさまざまな法律・制度の改正や、政治への女性参画を促す取り組みを強く求めた。日本でジェンダー平等が進まない背景に何があるのか。フランスの東洋文化研究所研究員で日本のフェミニズム変遷に詳しいクリスティン・レヴィさんに寄稿してもらった。

## 日仏を比較

クリスティン・レヴィ 研究員

今年、フランスでジェンダー問題を象徴する出来事が二つあった。

一つは3月8日、中絶の権利がフランス憲法に明記されたこと。1975年に中絶を「非犯罪化」する法律が制定されて以来、フェミニストたちが繰り返してきた50年にわたる闘いの結果であり、象徴である。

二つ目は「マザン強姦事件」。ジゼル・ペリコの夫とインターネットで誘われた50人の男たちが、彼女を強姦した罪に問われた。その裁判が9月2日に始まり、12月中旬まで続く予定だ。この二つの出来事は、女性の身体と自己決定の重要な課題を提起している。

フランス上院が女性が人工妊娠中絶を選ぶ「自由」を憲法に明記する法案が可決されたことを受け、記者団の取材に応じるフランスのマクロン大統領＝2月29日、パリ（ロイター＝共同）

### 中絶合法化進む

フランスでの妊娠中絶の合法化が、米国の「ロー対ウェイド裁判」が覆されてから1年半後に行われたという国際背景を考えると、より重要な意味を持つ。ビルと中絶を合法化する闘いは女性解放思想の普及と受容のきっかけともなり、古い性道徳の崩壊と、女性の自律を重視する新しいモラルの構成の出現に貢献した。

フランスでは79年に永続化。82年には社会保険適用となり、93年妊娠中絶妨害罪ができた。2001年には未成年も両親の許可なく医療機関にアクセスできるなど、ビルと中絶の合法化はより具体化され続けてきた。日本ではどうか。

1970年代の日本のウーマン・リブは、女性の願望と自由の主張がフランスと共通した一方、ビルの使用に関しては消極的であり対照的に映る。

日本では当時中絶が合法化されておき問題の次元が違ったことが背景にあるのではないか。中絶する権利に関わる歴史的

背景としては、公害（四大公害訴訟など）との闘いや「優生保護法」の存在などが挙げられる。西洋ではカトリック教会のモラルの糾弾があったように、日本では当時、優生思想への糾弾が

## 拘束力乏しい推進法 ■ 仕事の平等が鍵



クリスティン・レヴィ フランスの東洋文化研究所研究員。元ポルドー・モンテニユ大学准教授。主な研究テーマは日本の初期社会主義・平和主義運動。日本のフェミニズム史、ジェンダーと国際関係など。

主眼となっていた。その後80年代初頭には、日本政府が中絶の権利を後退させようとする試みに対して、41の女性団体がその計画に反対して団結。女性運動は勢いを増したのである。

### 恥じるのは誰か

翻ってマザン事件が社会に問い掛ける問題は何であろうか。ジゼル・ペリコは今回、裁判に当たり性暴力の犠牲者を保護するための「非公開審理」を意図的に要求しなかった。勇気をもって自分自身を世間の視線にさらし、同時に被告側が最も恐れていた試練（公開の場で弁明すること）を余儀なくさせたのである。

閉ざされた密室で検証されがちな事実を直視させることで、恥じるのは罪を犯した者である。超え、「レイプ公開裁判」への道を開いた。

こうした裁判が世論の転換点になるのが注目される。裁判を受け著名人を含む200人の男性が、日刊紙『リベラシオン』（2024年9月24日付）に声明を発表した。多くの男性がマザンの残虐行為と一緒にされることに憤慨し疑問を投げかける声明文だった。

事件が証明したのは、男性の暴力は特定の「怪物」の問題ではなく、男性支配のシステムが生む平均的な男性の問題である

### 参画促す法改正

フェミニズムの影響は国によってもその結果がかなり異なる。国民総生産（GDP）世界第4位の経済大国・日本だが、2024年の「ジェンダー・ギャップ指数」によると男女平等度は146カ国中118位だ。この成績の悪さは、どう説明されるだろうか。

敗戦直後の改革は「家長長制」の解体に大きな役割を果たした。政治レベルではフランスとほぼ同じ時期（1946年）に日本の女性たちは投票権を得た。にもかかわらず政治面のジェンダーギャップ指数は138位（2023年）だ。

24年には113位と改善した。これは三浦まりとシン・キヨン（Ki-young Shin）が共同代表として設立した「パリテ・アカデミー」による女性立候補者を優先する呼びかけの結果と見ても過言ではないであろう。

「パリテ」はフランスが00年に法律へ採用した用語であり、立候補者の数が男女50対50でなければならぬという制度である。

パリテ法以前、フランスは国会の女性の数がヨーロッパで最も少ない国だった。政治的平等

が進んだのは1999年の憲法改正によって拘束力のある措置が導入されてからである。ただし当時のパリテ法は不完全で、人口3500人未満の市町村選挙や、カントーナル（小郡）選挙、3人未満の上院議員を選出する県の上院議員選挙には適用されなかった。

### 大きい賃金格差

経済面のジェンダー平等も十分だ。同一労働時間で男性より女性の賃金は15%ほど低く、パートタイム労働の問題は脇に置かれている。

日本でも男女の賃金格差は依然として非常に大きい。民間企業における女性管理職の割合は9%前後で低迷しており、最上級の管理職になるとさらに低くなっている。

家庭内での家事や育児分担もここ数十年ほとんど変わっていない。日本の場合、男性の長時間労働と関わり、30代女性は1日当たり273分と最も多く家事を担っている。一方、男性の家事分担時間は65歳以下で約40分程度である。

日仏両国にとって仕事の平等化が将来の男女平等の鍵になっている。そのためには日常生活やメンタリティ、または企業活動におけるジェンダー平等が不可欠だ。

## ジェンダー比較 レヴィ氏が講演

24日 県立看護大学

「世界のジェンダー―これから進めていくべき課題とは？」（沖縄女性研究者の会主催）と題した講演会が24日午後1時から、県立看護大学で開かれる。

ポルドー・モンテニユ大学の元准教授でジェンダー問題に詳しいクリスティン・レヴィ氏が「フランスと日本のジェンダー比較」をテーマに基調講演

その後、安藤由美琉球大学名誉教授の司会で、レイサム・キヤロライン名桜大学名誉教授、加藤裕弁護士、吉原雅子九州大学准教授、黒島美奈子沖縄タイムス論説副委員長が、沖縄と日本のジェンダー問題について報告・討論する。

会では今年の沖縄女性研究者賞表彰式も開催される。入場料は前売り一般千円、小中学校・大学生・大学院生は無料。問い合わせは事務局、電話090(6868)1798(大城)まで。